

15. 自主防災組織関連

資料15-1 自主防災組織について

自主防災組織について

《家族・隣近所の安全・安心は自主防災組織から》



災害対策基本法では市町村、住民の責務として定められています。

① 第5条第2項(市町村の責務)

市町村長は・・・当該市町村の区域内の公的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保共同の精神に基づき自発的な防災組織(「自主防災組織」という。)の充実を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

② 第7条第2項(住民の責務)

地方公共団体住民は、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

- 自主防災組織とは、地域住民が自分で守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成する組織です。

自主防災組織というための要件

地域住民が組織結成に合意し、規約・組織・活動内容を定めることで成立します。連携して活動するため結成したことを役場等にお知らせする。

- 自主防災組織の平常時と災害時の役割

平常時

- ① 防災知識の普及 ② 地域の災害危険の把握 ③ 防災訓練の実施④ 火気使用設備器具等の点検 ⑤ 防災資器材の備蓄と整理・点検

災害時

- ① 災害情報の収集及び住民への迅速な伝達 ② 出火防止と初期消火
③ 避難誘導 ④ 被災住民の救出・救助 ⑤ 給食・給水活動

- 自主防災活動の取り組み

- ・ 自分たちの町にどんな災害が発生するのか、危険箇所・災害時要援護者はどこか。
- ・ その災害が起こったとき、自分たちの町にどのような被害が出るのかを想像する。
- ・ そのときに必要になること、必要なものは何か、何を準備しておけばよいか。
- ・【自主防災組織規約の作成】
- ・【自主防災計画の作成】
- ・【班編成及び任務分担】

参考1 ○○自治会自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、○○自治会自主防災会(以下「本会」という。)と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平時は、○○自治会館とする。
- (2) 災害時は、○○自治会館又は避難所とする。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 災害発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (3) 災害発生時における地域の危険箇所の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他の組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第5条 本会は○○地域すべての世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 防災部長 若干名
- (4) 班長 若干名
- (5) 監査役 2名

2 役員は会員の互選による。

3 役員任期は、会長、副会長及び防災部長は 年とし、班長は 年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表するとともに会務を統括し、災害の発生時における応急活動の指示を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班の活動を指示する。

- 3 防災部長は、本会の事業執行の啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
- 4 班長は幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指示を行う。
(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他総会で特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長、副会長、防災部長及び班長によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会に委任されたこと。
 - (3) その他幹事会で特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第10条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 災害の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 災害危険の把握について
 - (4) 防災訓練の実施に関すること。
 - (5) 災害の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害要援護者対策、避難所の管理・運営及びその他組織との連携に関すること。
 - (6) その他必要な事項

(会計)

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の運営に必要な経費は、〇〇自治会から支出するものとする。
- 3 会計の事務は、〇〇があたるものとする。

(会計監査)

- 第12条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。
- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則
この規約は、平成 年 月 日から施行する。

参考2 ○○自治会自主防災会防災計画

1 目的

この計画は、○○自治会自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者に関すること。
- (11) 避難所の管理・運営に関すること。
- (12) 他組織との連携に関すること。
- (13) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また平常時の活動をより円滑に行うため防災組織を編成する。【別紙 1】

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するために、次の防災知識の普及・啓発を行う

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、風水害等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発災後から72時間(3日間)における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等の備蓄を3日分確保することの重要性に関すること。
- ⑥ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、ポスター等の配布

② 座談会、研修会等の開催

③ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随して随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

(1) 把握事項

把握事項は次のとおりとす。

① 危険地域、箇所等

② 地域の防災施設、設備の把握

③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承

④ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は次のとおりとする。

① 開成町地域防災計画

② 開成町洪水ハザードマップ

③ 座談会、研修会等の開催

6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

① 情報収集・伝達訓練

② 消火訓練

③ 避難訓練

④ 救出・救護訓練

⑤ 給食・給水訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

災害図上訓練(DIG)を実施し、実際の災害活動に備えるものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施の際には、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

- ① 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間並びに防災の日に実施する。
- ② 訓練は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練等にあつては随時実施する。

7 情報収集・伝達対策

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道関係等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民に、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、テレビ、ラジオ、町行政無線、無線機、電話、伝令(口頭)等による。

8 避難対策

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難勧告・指示

町長の避難指示がでたとき又は自主防災組織会長が必要と認めたときは、自主防災組織会長は避難誘導班に対して避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班は、自主防災組織会長の避難誘導の指示を受けた時は、避難計画書に基づき、地域住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所の管理・運営については、開成町役場の要請により協力するものとする。

(4) 避難計画 【別紙 2】

- ① 地域避難所 ()
- ② 広域避難所 ()

9 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震発生時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月1日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備をする。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物物品等の保管状況

- ③ 消火器等消火資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようになるため、次の消火資機材の取扱を取得する。

- ① 消火器
- ② 軽可搬消防ポンプ
- ③ 消火栓
- ④ 水バケツ

10 救出・救護対策

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関等への連絡

救出・救護班は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、医療機関又は町が設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

11 給食・給水対策

避難所等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班及び物資配分班は、町から配布された食料、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班及び物資配分班は、町から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、民生員、訪問介護委員、ボランティア等と連絡を密にし定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について

て予め検討し訓練に反映させる。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14 防災資機材等

防災資機材等の備蓄及び管理に関して、次により行う。

- (1) 備蓄資機材配備計画 **【別紙 3】**
- (2) 定期点検 毎年 月第1日曜日を全資機材の点検日とする。

〇〇自主防災会組織図

役員	会長	
	副会長	
	防災部長	
	班長	
	監査役	

↓ ※ その他地域の実情に応じた班

班名	(班長名) 担当者	平常時の活動	災害時の活動
総務班	()	<ul style="list-style-type: none"> 防災知識の普及 各訓練計画の樹立 防災会の会計 	<ul style="list-style-type: none"> 地域全体の応急対策
情報班	()	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・伝達体制の確保及び防災機関と連携 伝達用器材の準備と管理 情報収集伝達訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集、伝達 避難所設置に伴う勧告等の伝達 災害関係機関に対する災害状況の通報
消火班	()	<ul style="list-style-type: none"> 火気使用設備器具の点検 石油類の管理状況の点検 消火用器材の準備と管理 初期消火訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火活動 地震時における出火防止の呼びかけ
救出救護班	()	<ul style="list-style-type: none"> 応急手当の知識の普及 負傷者等の救出・応急手当用器材の準備 応急手当等の訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 逃げ遅れ者の救出 負傷者の応急手当と救護活動
避難誘導班	()	<ul style="list-style-type: none"> 避難路・避難場所の周知と現状の把握、危険箇所の排除、災害弱者の把握 避難誘導器材の準備と管理、避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 安全な避難場所の指示 災害弱者等の避難の手助け 安全な避難路を利用した避難誘導
給食給水班	()	<ul style="list-style-type: none"> 食料・飲料水の備蓄と管理 炊き出し・給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 食料・飲料水の配給 炊き出し等の実施

避 難 計 画

(1) 計画策定自主防災会組織の概要

自主防災組織名称	構成世帯数	構成人数	備 考 (避難所への経路等)
〇〇町自主防災会	世帯	人	〇を通り。通行不能の場合は△を通り

(2) 避難所の概要

避難所の名称	面積(m ²)	収容人員	備 考 (ヘリコプターの離着陸の可否等)
〇〇小学校	7,314	1,460	
〇〇自治会館	182	60	

(3) 避難者リスト(災害時記入用)

氏 名	性別	住 所	備 考

防災資機材等配備計画

区 分	品 名
情報収集・伝達用	
初期消火用	
水 防 用	
救出・救助用	
救 護 用	
避 難 用	
給食・給水用	
そ の 他	

16 災害復旧・復興関連

資料16-1 神奈川県農業制度資金

概 略	天災によって被害を受けた農業者に対し、農業経営の維持に必要な資金を融資機関が融資する場合、その利子を県が融資機関に補助（利子補給）することにより低利で利用できる制度資金		
貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長が認定した天災等による被害農業者 ・「農作物の病虫害、家畜の流行性疾病」により生じた農畜産物の再生産に関する被害については、農産物等の減収量が平年収穫量の30%以上かつ損失額が平年農業総収入の10%以上の被害を被った者 		
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・農舎・畜舎・ハウス・果樹棚・農産加工施設・集出荷施設等の復旧・取得・補修に必要な資金 ・トラクター・コンバイン・田植機・運搬車・農産加工用機具等の取得に必要な資金 ・果樹・茶等の植栽・育成に要する資金 ・家畜の購入・育成に要する資金 ・小規模な土地の改良・復旧に必要な資金 ・種苗・肥料・飼料など消耗資材の購入に要する資金 		
償還期間 (うち据置期間)		農業を営む者 新たな農業の担い手	農業協同組合 農業を営まない農事 組合法人等
	原則	15年以内（3年以内）	15年以内（3年以内）
	果樹等植栽育成資金を含む場合	15年以内（7年以内）	15年以内（7年以内）
	農機具等取得資金のみの場合	7年以内（2年以内）	10年以内（2年以内）
	家畜購入育成資金のみの場合	7年以内（2年以内）	7年以内（2年以内）
建構築物造成資金を含む場合	15年以内（3年以内）	20年以内（3年以内）	
貸付利率	農業制度資金の最新貸付利率		
融資機関	農業協同組合（神奈川県農業信用基金協会の債務保証を受けられる）等		
貸付限度額	個人	1,800万円	その他知事が特に認めた場合はその額
	法人・任意団体	1億円	
融資率	100%		

資料16-2 日本政策金融公庫による災害復旧貸付

利用可能な方	別に指定された災害により被害を被った中小企業の方	
資金の使い道	災害復旧のための設備資金および長期運転資金 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含む。	
融資限度額	直接貸付 別枠 1億5千万円 代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠7千5百万円	
利率（年）	基準利率 (閣議決定により、特別利率が適用される場合あり。)	
返済期間	設備資金	15年以内（うち据置期間2年以内）
	運転資金	10年以内（うち据置期間2年以内）

資料16-3 災害弔慰金の額

支給額	① 生計維持者が死亡した場合500万円 ② その他の者が死亡した場合250万円
遺族の範囲	配偶者・子・父母・孫・祖父母

資料16-4 災害見舞金の額

支給対象者	① 災害により被害者が死亡したときはその遺族 ② 災害により被害者が障害を受け、治療のため入院又は通院したときはその被害者		
見舞金の種類及び額	種類	区分	金額
	死亡見舞金	死亡	300,000円
	傷害見舞金	傷害	通院1日につき3,000円 入院1日につき5,000円 (ただし、通院、入院とも30日を限度とする。)

資料16-5 災害援護資金の貸付

貸付対象	<p>地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円</p> <p>5人以上730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額ただし、その世帯の住居が滅失した場合は1,270万円とする。</p>
貸付金額	<p>対象被害および限度</p> <p>(1) 世帯主が負傷した世帯</p> <p>① 家財、住居の損害なし 150万円 ② 家財の損害あり 250万円 ③ 住居が半壊 270万円 ④ 住居が全壊 350万円</p> <p>(2) 世帯主が負傷しない世帯</p> <p>① 家財の損害あり 150万円 ② 住居が半壊 170万円 ③ 住居が全壊 250万円 ④ 住居が滅失・流出 350万円</p> <p>(3) 住居が半壊、全壊の被害を受け、住居を立て直す場合にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合</p> <p>① 世帯主が負傷し、住居が半壊した世帯350万円 ② 世帯主の負傷がなく</p> <p>ア 住居が半壊の世帯 250万円 イ 住居が全壊の世帯 350万円</p> <p>(注) 世帯主の負傷：全治1か月以上の要療養負傷 家財の損害：その家財の価格のおおむね1/3以上の損害</p>
貸付条件	<p>(1) 据置期間 3年（特別5年） (2) 償還期間 10年（措置期間を含む） (3) 償還方法 年賦または半年賦 (4) 貸付利率 年 3%（措置期間中は無利子）</p>

資料16-6 被災者生活再建支援金の額

■被災者生活再建支援法の適用要件

(1) 対象になる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- カ ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

(2) 対象となる被災世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

2 被災者生活再建支援金の支給条件

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

17. 水防関連

資料17-1 重要水防区域（河川）（令和3年度）

河川名	図面対象番号	重要度		左右岸別	地先名	延長(m)	重要な理由
		種別	階級				
酒匂川	5	堤防高	B	右	足柄上郡開成町吉田島	200	流下能力不足
〃	6	漏水	B	右	足柄上郡開成町吉田島	500	漏水発生の恐れ
〃	7	堤防高	B	右	足柄上郡開成町吉田島	200	流下能力不足
〃	8	堤防高	B	右	足柄上郡開成町吉田島	100	流下能力不足
仙了川	1	堤防高	B	左	足柄上郡開成町吉田島	270	流下能力不足
〃	2	堤防高	B	右	足柄上郡開成町吉田島	270	流下能力不足
要定川	1	堤防高 堤防強度	B	左	足柄上郡開成町 延沢・吉田島・金井島	1,025	流下能力不足 護岸老朽
〃	2	堤防高 堤防強度	B	右	足柄上郡開成町 延沢・吉田島・金井島	1,025	流下能力不足 護岸老朽

資料17-2 取水堰等

番号	水防管理団体名	河川名	位置			名称	構造	管理者
			郡市	町村	大字			
1	開成町	酒匂川	足柄上	開成	吉田島	栢山頭首工	自動	神奈川県
2	〃	要定川	〃	〃	宮台	平中島堰	自動	開成町
3	〃	〃	〃	〃	宮台	牛島南下堰	〃	〃
4	〃	〃	〃	〃	牛島宮台	牛島宮林堰 2号	〃	〃
5	〃	〃	〃	〃	〃	牛島宮林堰 1号	〃	〃
6	〃	〃	〃	〃	延沢吉田島	内田床屋 南側1号堰	手動	〃
7	〃	〃	〃	〃	吉田島	吉田島内 柳之堰	〃	〃
8	〃	〃	〃	〃	吉田島	吉田島多 武永堰	〃	〃
9	〃	〃	〃	〃	吉田島	上柳2号堰	〃	〃
10	〃	仙了川	〃	〃	吉田島	新井新田堰	自動	小田原市
11	〃	〃	〃	〃	吉田島	下島自動堰	〃	開成町
12	〃	〃	〃	〃	吉田島	左近耕地 2号堰	手動	〃

資料17-3 河川水位情報の通知及び周知を行う河川（神奈川県知事が行う河川）

河川名	支 部 名	担当水防 管理団体	区 域	
			自	至
酒 匂 川	県 西 土 木 小 田 原 土 木 セ ン タ ー	小田原市 開成町 大井町 松田町 山北町 南足柄市	左岸 足柄上郡山北町川西 1,760番地先 右岸 同 1,769番地先	静岡県界から 海まで
仙 了 川	県 西 土 木 小 田 原 土 木 セ ン タ ー	開成町 小田原市	左岸 足柄上郡開成町吉田島 877番地先 右岸 同 874番地先	に設置した 標柱から 狩川合流点まで
要 定 川	県 西 土 木	南足柄市 開成町	左岸 足柄上郡開成町吉田島 184番地先 右岸 同 995番地先	に設置した 標柱から 狩川合流点まで

河川名	基準水位 観測所名	水防団 待機水位 (通報水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位（特別 警戒水位)	避難判断水 位から溢水 までの高さ	支部名	担当水防管 理団体名	量水標 管理者（テ レメータ）	区 域	
									自	至
要定川	土堀田橋	0.90	1.10	1.20	1.40	〃	開成町	〃	足柄上郡開 成町吉田島 の標柱から	狩川合 流点ま で

資料17-4 水防警報の種類・内容・発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	<p>1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの</p> <p>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの</p>	<p>気象予警報等および河川等の状況により特に必要と認めるとき</p>
準備	<p>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信および輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの</p>	<p>雨量、水位、流量その他の河川等の状況により必要と認めるとき</p>
出動	<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの</p>	<p>洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき、または水位流量等、その他河川等の状況により必要と認めるとき</p>
指示	<p>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの</p>	<p>洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき</p>
解除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨および、当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川等の状況が解消したと認めるとき</p>

資料17-5 神奈川県水防信号規則

区分	方法及び説明		
	説明	警戒信号	サイレン信号
第1信号	氾濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○ 休止
第2信号	水防団員および消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○ 休止
第3信号	開成町の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約15秒 約10秒 約15秒 約10秒 ○ 休止
第4信号	必要と認める区域内に居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分 約5分 約1分 ○ 休止

資料17-6 雨量観測所

番号	所 属	観測箇所	郡 市	区町村	大 字	種 類	観 測 所	備 考	基 準 局	情 報 C
55	県土整備局	土堀田橋	足柄上	開 成	宮 台	テレメータ	所属事務 所 職 員	県西土木	○	
	開 成 町	開成町民 センター	足柄上	開 成	延 沢	テレメータ	所属事務 所 職 員	開 成 町	○	

資料17-7 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表

施設名	住 所	電話番号	浸水想定 区域河川	備考※
ザ・プライム	開成町延沢695-1	0465-85-3503		社会福祉施設
介護老人保健施設 あ じさいの郷	開成町金井島1966	0465-82-1165		〃
介護老人福祉施設 メ ゾン・開成	開成町延沢678	0465-85-1777		〃
グループホーム大和	開成町吉田島4454-3	0465-85-6300		〃
デイサービスセンター 大和	開成町吉田島4454-1	0465-85-1050		〃
ケアセンター足柄	開成町吉田島4290	0465-85-3110		〃
短時間型デイサービス リハビリSPA ザ・プラ イム開成みなみ	開成町みなみ5-4-17	0465-85-3255		〃
社会福祉法人 開成町 社会福祉協議会	開成町吉田島1043-1 開成町福社会館	0465-82-5222		〃
FCK フィットケアカ ネコ	開成町吉田島4277-6	0465-44-4776		〃
Caren フィジカルセン ター	開成町吉田島4319-1	0465-42-9365		〃
放課後等デイサービス トゥモローランド	開成町吉田島4352-3 ザ・開成プレイス3階	0465-85-1122		〃
トレイランド	開成町みなみ1-4-1	0465-82-8521		〃
地域活動支援センター ひまわり	開成町延沢823-1	0465-20-7120		〃

施設名	住所	電話番号	浸水想定 区域河川	備考※
地域作業所 合力の郷	開成町吉田島1612-1	0465-84-1931		〃
ファミリーサポート すずろ 開星亭	開成町宮台1107-1	0465-84-0661		〃
KOMMY れんげ	開成町吉田島1043-1	0465-82-1499		〃
開成幼稚園	開成町牛島336	0465-82-4247		学校
開成小学校	開成町延沢625	0465-83-1616		〃
開成南小学校	開成町みなみ2-2-1	0465-83-2250		〃
文命中学校	開成町吉田島1805	0465-83-1386		〃
吉田島高校	開成町吉田島281	0465-82-0151		〃
酒田保育園 上島分園	開成町吉田島2868-1	0465-85-3088		〃
酒田みずのべ保育園	開成町吉田島4198	0465-85-0305		〃
酒田みなみの保育園	開成町みなみ2-5-1	0465-83-3730		〃
保育所モナミ	開成町延沢736	0465-83-4253		
あじさい内視鏡クリニ ック	開成町みなみ5-4-17	0465-85-3251		医療施設
(医)遠藤耳鼻科咽喉科 医院	開成町吉田島4364-4	0465-82-3536		〃
(医)大熊整形外科	開成町延沢778-1	0465-82-6392		〃
岡部医院	開成町吉田島2819	0465-82-5569		〃
おくやま小児科	開成町みなみ1-22-3	0465-85-1717		〃
(医)おひさま会 おひ さまクリニック開成	開成町みなみ1-23-3 1階	0465-85-3228		〃
開成駅光クリニック	開成町吉田島4351-9 藤与 駅前ビル	0465-83-2701		〃
(医)眼科さくらクリニ ック	開成町延沢866-1	0465-43-6885		〃
小泉クリニック	開成町吉田島4352-3ザ・開 成プレイス1階	0465-82-1117		〃
(医)陽風会高台病院	開成町金井島1983	0465-83-5015		〃
(医)陽康会 樹医院	開成町吉田島4320-2	0465-85-1111		〃
(医)陽康会 樹こども	開成町吉田島4320-2 3階	0465-85-1112		〃

施設名	住 所	電話番号	浸水想定 区域河川	備考※
クリニック				
(医)鷗友会 白鷗医院	開成町牛島270	0465-82-0890		〃
松元医院	開成町吉田島408	0465-82-0845		〃
開成メンタルクリニッ ク	開成町みなみ5-4-17	0465-85-1322		〃
(医)あじさい会あじさ い歯科クリニック	開成町延沢695-1	0465-84-0073		〃
金子歯科医院	開成町延沢854	0465-82-1836		〃
きばやし歯科クリニッ ク	開成町吉田島4351-9	0465-83-7117		〃
(医)ダイ・デンタルク リニック	開成町延沢875	0465-20-3233		〃
たまき歯科医院	開成町吉田島4355-3	0465-84-1182		〃
辻村歯科医院	開成町吉田島951	0465-83-4858		〃
なかむらデンタルオフ イス	開成町延沢836-2	0465-84-1884		〃
中村歯科医院	開成町牛島50-4	0465-83-5318		〃
わかば歯科医院	開成町吉田島1403	0465-83-5001		〃

※備考欄：「社会福祉施設」「学校」「医療施設」のいずれかを記載

18. 災害協定関連

資料18-1 開成町災害協定締結状況一覧表

種別	番号	協定名	締結先	締結年月
広域応援関連 8件	1	救急医療の備蓄管理に関する協定	(一社)足柄上医師会	昭和61年4月
	2	消防相互応援協定	小田原市	昭和63年4月
	3	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町消防相互応援協定	足柄上1市5町	平成4年10月
	4	災害時における相互援助に関する協定	県西地域広域市町村圏 (2市8町)	平成8年2月
	5	中越大地震ネットワークおぢやに関する規約	76市町村	平成17年10月
	6	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定	富士吉田市他36市町村 (山梨県、神奈川県、静岡県)	平成18年11月
	7	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定	神奈川県及び神奈川県内 全市町村	平成24年3月
	8	災害時相互応援に関する協定	北海道幕別町	平成25年5月
情報・通信・広報 関連 6件	9	災害時における松田郵便局と開成町の協力に関する覚書	松田郵便局	平成9年11月
	10	災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定	(社)神奈川県乗用自動車協会 小田原支部足柄上地区会	平成13年4月
	11	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	平成23年8月
	12	防災行政無線等の自治体情報をデータ放送での放送に関する協定	(株)ジェイコム湘南・神奈川小田原局	平成24年12月
	13	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	平成31年1月
	14	行政告知放送の再送信に関する協定	(株)ジェイコム湘南・神奈川小田原局	令和2年4月
避難関係 9件	15	災害時における避難施設としての施設利用に関する協定	神奈川県立吉田島高等学校	平成24年3月
	16	浸水災害発生時における一時避難場所としての使用に関する協定	パナック工業(株)	平成24年4月

種別	番号	協定名	締結先	締結年月
	17	大震災等発生に伴う施設使用に関する協定	松田警察署	平成 24 年 5 月
	18	浸水災害発生時における一時避難場所としての使用に関する協定	富士フィルム(株)先進研究所	平成 25 年 8 月
	19	浸水災害発生時における一時避難場所としての使用に関する協定	神奈川県県土整備局 県西土木事務所	平成 25 年 8 月
	20	浸水災害発生時における一時避難場所としての使用に関する協定	トルク工業(株)	平成 25 年 11 月
	21	浸水災害発生時における一時避難場所としての使用に関する協定	エース物流(株) 小田原センター	平成 26 年 7 月
	22	浸水災害発生時における一時避難場所としての使用に関する協定	南開工業(株)	平成 31 年 1 月
	23	浸水災害発生時における一時避難場所としての使用に関する協定	宗教法人大長寺	平成 31 年 1 月
給水関連 8 件	24	県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する基本協定	県西地域広域市町村圏 (2 市 8 町)	平成元年 12 月
	25	災害時における水道施設の応急措置の協力に関する協定	開成町管工事組合	平成 18 年 8 月
	26	災害時等における飲料水等供給に関する協定	南開工業(株)	平成 19 年 4 月
	27	災害時等における飲料水等供給に関する協定	(株)タマダイ	平成 19 年 4 月
	28	災害時等における飲料水等供給に関する協定	パナック工業(株)	平成 19 年 4 月
	29	災害時等における飲料水等供給に関する協定	日本建材工業 (株) 開成支店	平成 19 年 4 月
	30	災害時等における飲料水等供給に関する協定	(株) 林養魚場	平成 19 年 4 月
	31	災害時等における飲料水等供給に関する協定	(有) 共和衛生工業	平成 27 年 5 月
食料・生活必需品関連 7 件	32	米穀の調達に関する協定	かながわ西湘農業協同組合	昭和 58 年 7 月
	33	食糧・生活必需物資の調達に関する協定	足柄上商工会開成支部開成町商工振興会	昭和 59 年 2 月
	34	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	マックスバリュ開成駅前店	平成 18 年 7 月

種別	番号	協定名	締結先	締結年月
	35	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	クリエイトエス・ディー開成町店	平成18年7月
	36	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	マックスバリュ開成店	平成18年8月
	37	災害時における応援物資の保管施設の利用及び飲料水等の供給に関する協定	(株)明治ゴム化成	平成19年4月
	38	災害時における生活用品の調達に関する協定	日本製紙クレシア(株)開成工場	平成19年4月
交通・道路・輸送 関連 3件	39	災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定	(一社)神奈川県トラック協会 小田原地区支部	昭和54年5月
	40	災害時における応急対策に関する協定	(一社)松田地区建設業協会	平成18年10月
	41	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	(株)サトー	平成21年4月
遺体の 埋・火葬 関連 2件	42	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定	(有)勝又	平成13年5月
	43	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定	(有)市兵衛葬具店	平成13年5月
廃棄物 関連 4件	44	地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去等に関する協定	(一社)松田地区建設業協会	平成13年4月
	45	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	(公社)神奈川県産業廃棄物協会	平成13年5月
	46	地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去等に関する協定	(公社)神奈川県建物解体業協会	平成13年11月
	47	災害時における一般廃棄物災害収集に関する協定	広域一般廃棄物事業 協同組合	平成27年9月
ライフ ライン 関連 3 件	48	災害時等における生活必需物資(LPG)の調達に関する協定	(公社)神奈川県LPガス協会 足柄支部	昭和59年10月
	49	災害時における電気自動車からの電力供給等の協力に関する協定	日産自動車(株)、神奈川日産自動車(株)、(株)日産サテオ湘南、日産プリンス神奈川販売(株)	令和2年3月
	50	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)小田原支社	令和4年3月
福祉 関連 11 件	51	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	社会福祉法人一燈会 介護老人福祉施設メゾン・開成	平成26年3月
	52	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	医療法人陽風会高台病院	平成27年3月
	53	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	(株)大楽 グループホーム大和	平成28年3月

種別	番号	協定名	締結先	締結年月
	54	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	社会福祉法人永耕会 永耕園	平成 29 年 3 月
	55	災害時における要援護者の移送に関する協定	福祉タクシー さんぽ	平成 28 年 7 月
	56	災害時における要援護者の移送に関する協定	福祉タクシー らら	平成 28 年 7 月
	57	災害時における施設利用に関する協定	社会福祉法人 開成町社会福祉協議会	平成 28 年 8 月
	58	災害時における社会福祉法人開成町社会福祉協議会の協力に関する協定	社会福祉法人 開成町社会福祉協議会	平成 28 年 8 月
	59	災害時要援護者の避難の受け入れに関する協定書	社会福祉法人風祭の森	平成 30 年 3 月
	60	災害時における要援護者の移送に関する協定	福祉タクシー千+α	令和 3 年 4 月
	61	災害時要援護者の避難の受け入れに関する協定	社会福祉法人 県西福祉会	令和 3 年 8 月
その他 1 件	62	足柄上地区の理・美容に関する災害時支援協定	神奈川県理容生活衛生同業組合足柄上支部	平成 18 年 3 月

